包括的禁止命令

平成１９年（再）第８号
名古屋市名東区明が丘124番地２
再生債務者　株式会社フューチャーテック
主文　本件再生手続廃止決定後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、再生債務者の財産に対する強制執行、仮差押、仮処分、一般先取特権の実行もしくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求は除く。）をしてはならない。
平成23年３月18日
名古屋地方裁判所民事第２部

監 督 命 令

平成２３年（再）第１号
北海道苫小牧市字美沢114番地１
再生債務者　美々リゾート開発株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　札幌市中央区大通西14丁目　北日本南大通ビル６階　中嶋恭介法律事務所　弁護士　中嶋　恭介
平成23年３月17日
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（再）第３号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙504番地１
再生債務者　株式会社ロビンフッド
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　宮崎市旭１－６－17　マリンビル４階　郷法律事務所　弁護士　郷　　俊介
平成23年３月16日　　宮崎地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第１号
三重県松阪市清生町638番地の２
再生債務者　有限会社松阪米穀
１　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月15日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年５月20日から平成23年６月３日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（再）第１号
熊本県阿蘇市内牧1277番地の５
再生債務者　株式会社村本建設工業
代表者代表取締役　北見　義郎
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月15日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年５月30日から平成23年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再）第２号
熊本県阿蘇市内牧1277番地の５
再生債務者　有限会社アーステック阿蘇
代表者代表取締役　北見　義郎
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月15日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年５月30日から平成23年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再）第３号
熊本県阿蘇市内牧1282番地１
再生債務者　村本　邦雄
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月15日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年５月30日から平成23年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再）第４号
熊本県阿蘇市内牧1282番地１
再生債務者　村本　紀子
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月15日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年５月30日から平成23年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

決議に付する決定

平成２２年（再）第２号
熊本市池田１丁目15番53号
再生債務者　株式会社武藤組
１　決議に付する再生計画案　平成22年12月21日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成23年４月22日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成23年４月18日
平成23年３月18日
熊本地方裁判所民事第１部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１号
佐賀市鍋島町大字森田916番地
再生債務者　株式会社ぷらざ
１　決議に付する再生計画案　平成23年２月８日付け再生債務者管財人提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成23年６月９日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成23年４月18日
平成23年３月17日　　佐賀地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２２年（再）第１号
神奈川県藤沢市石川６丁目１番地の１
再生債務者　株式会社矢部自動車
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年３月18日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再）第２号
京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595番地３
再生債務者　株式会社東協エンジニアリング
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年３月17日
京都地方裁判所第５民事部

再生手続終結

平成１８年（再）第２号
青森県三戸郡三戸町大字二日町86番地
再生債務者　有限会社ツキダテ商店
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年３月16日　青森地方裁判所八戸支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成１９年（再）第８号
名古屋市名東区明が丘124番地２
再生債務者　株式会社フューチャーテック
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　名古屋市中区金山１－９－17　金山スズキビル８階　金山総合法律事務所　弁護士　渥美　雅康
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成23年３月18日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第２号
栃木県佐野市犬伏新町1336番地８
再生債務者　野村　光男
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月８日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月22日から平成23年５月２日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（再イ）第４号
千葉県いすみ市岬町和泉185番地12　南房総貴賓館506
再生債務者　佐藤　義郎
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月８日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月22日から平成23年５月６日まで
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２３年（再イ）第３３号
名古屋市中村区猪之越町２丁目５番６号　トリヴァンベール猪之越202号
再生債務者　髙木　忠治
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月８日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月15日から平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部